

データ流通環境整備検討会の開催について

〔平成28年5月20日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けて、情報通信技術（IT）を活用した円滑なデータ流通環境の整備を促進する検討を行うため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、データ流通環境整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会は、情報通信技術（IT）政策担当大臣を会長とし、構成員は会長が指名する者をもって構成する。ただし、会長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 検討会の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。